

大阪医科薬科大学 総合医学研究センター産学官連携推進室の構成に関する要領

(令和元年9月1日施行)

(目的)

第1条 この要領は、大阪医科薬科大学総合医学研究センター産学官連携推進室細則第4条の規定に基づき、産学官連携推進室（以下、「推進室」という。）の構成について定めるものとする。

(産学官連携コーディネーター)

第2条 前条の目的に基づき、推進室に産学官連携コーディネーターを置くことができる。

- 2 産学官連携コーディネーターは、学長が委嘱する。
- 3 産学官連携コーディネーターは、シーズ、ニーズ等のマッチング、産学官連携に関するセミナー、イベント等の企画、立案、競争的資金等の獲得支援その他のコーディネート活動を行う。

(University Research Administrator)

第3条 推進室にUniversity Research Administrator（以下、「URA」という。）を置くことができる。

- 2 URAは、学長が委嘱する。
- 3 URAは、研究活動の企画・マネジメント、研究成果の活用促進等を行う。

(改 廃)

第4条 この要領の改廃は、総合医学研究センター長又は推進室長の発議により総合医学研究センター運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年5月11日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。